

総社市水道料金等収納事務のコンビニエンスストアへの委託に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市水道事業管理規程第 5 号

総社市水道料金等収納事務のコンビニエンスストアへの委託に関する規程

総社市水道料金等収納事務のコンビニエンスストアへの委託に関する規程（平成 3 0 年総社市水道事業管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。）を削る。

改 正 後	改 正 前
（水道料金等の収納方法） 第 4 条 収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア本部（以下「コンビニエンスストア本部」という。）は、全国に所在する直営店及びフランチャイズ加盟店（コンビニエンスストア本部とエリアフランチャイズ契約を締結しているエリアフランチャイザーと加盟店契約を締結している加盟店を含む。以下「取扱店」という。）において、市長の発行する次に掲げる納入通知書等に基づき、水道料金等を収納しなければならない。 （1）及び（2）略 2 ～ 4 略	（水道料金等の収納方法） 第 4 条 収納事務の委託を受けたコンビニエンスストア本部（以下「コンビニエンスストア本部」という。）は、全国に所在する直営店及びフランチャイズ加盟店（コンビニエンスストア本部とエリアフランチャイズ契約を締結しているエリアフランチャイザーと加盟店契約を締結している加盟店を含む。以下「取扱店」という。）において、市長の発行する次に掲げる納入通知書等に基づき、水道料金等を現金で収納しなければならない。 （1）及び（2）略 <u>（3）水道料金等に係る口座振替不能通知書</u> 2 ～ 4 略

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日の前日までに発した口座振替不能通知書による水道料金等の収納については、なお従前の例による。